平成２９年（フ）第２４９号
岡山市中区門田本町１丁目７番８号
債務者　若林　有加
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４号
岡山市北区高柳東町11番15号　アルファスマート高柳701号
債務者　家島　理代（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６１号
岡山市北区富田353番地１梅ノ木アパートオ号
債務者　宮内　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７号
大分県国東市国東町東堅来62番地
債務者　清和　孝士
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第６２１号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営くすのきアパート４－806
債務者　野中　善次
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６８号
東京都三鷹市野崎３丁目28番２号村山方206
債務者　安倍　一文
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６３０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1599番地１リバーサイドⅡ103号
債務者　佐々木やよい
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８５号
東京都日野市程久保１丁目６番地の11ル・レーヴ程久保105
債務者　田中　梨菜
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６９６号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ８－502号
債務者　田宮　耕司
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４２号
東京都墨田区向島４丁目26番11号、申立時の住所静岡市駿河区稲川１－３－５　アバンテ稲川203号
債務者　大森　育夫
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２１号
静岡市清水区村松631番地の１　コーポオーシャン102号
債務者　川島　弘資
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７号
栃木県宇都宮市江曽島町1281番地３　セザール60　413
債務者　三浦　英孝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４９号
静岡県焼津市すみれ台１丁目11番401号
債務者　河井　真紀（旧姓萩野）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９８号
神奈川県藤沢市善行３丁目15番地の26
債務者　千葉　義幸
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３５３号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目４番18号　ｃｏｃｏｍｅｒｏ湘南202
債務者　市毛　美重
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部